

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	外資規制の廃止		
担当部局	総務省情報流通行政局放送政策課	電話番号:03-5253-5798	e-mail:housou-hourei@soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年1月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【現行制度】</b>                  情報通信分野においては、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送の大きな社会的影響力に鑑み、電波法(昭和25年法律第131号)及び放送法(昭和25年法律第132号)において外資規制(国籍規制、役員規制及び出資規制)を設けている。                  具体的には、我が国の船舶又は航空機(以下「船舶等」という。)に開設する無線局(電気通信業務用無線局、実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。以下同じ。)の免許の申請に当たって、国籍規制等を「欠格事由」として審査し、免許を受けた後に国籍規制等に違反した場合には、免許の必要的取消事由としている。また、コミュニティ放送については、当該規制に適合しない者には、基幹放送の業務の認定等をせず、また、認定等を受けた事業者が当該規制に違反した場合には、総務大臣は、その認定等を取り消さなければならないと規定されている。</p> <p><b>【現行制度の課題】</b>                  現在、(ア)船舶等に開設する無線局のうち、外国籍の船舶等に開設される船舶安全法(昭和8年法律第11号)第29条の7の船舶の無線局及び、航空法(昭和27年法律第231号)第127条ただし書の許可を受けて、本邦内の各地間の航空の用に供される航空機の無線局については外資規制が廃止されており、それ以外の船舶等に開設する無線局については外資規制が課されている状況にある。                  現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については、移動しながら使用されるため、周波数を占有する性質ではないこと、船舶等に開設される無線局は、多くの先進国で外資規制が設けられていないことといった点に鑑みると、自国民優先利用の観点で外資規制を維持する理由は乏しくなっている。                  また、(イ)コミュニティ放送については、少人数で申請書類等の作成をしている、個人出資者の相続や婚姻等による影響を大きく受けやすい、役員の人選に苦慮しているといった状況にある中で、他の地上基幹放送事業者と同じ出資規制や外国人役員就任規制までは必要がないとして、規制等の水準の緩和を求める要望が表明されている。この点、放送区域が市町村の全部又は一部と狭く受信者の数も相対的に少ないため、県域を放送対象地域とする地上基幹放送に比べると相対的に社会的影響力が小さいことや、その放送区域は同じ超短波放送の県域放送が重畳してカバーし地域に必要な情報を提供する役割を果たしているため、適切な水準の規制を課すことを前提にコミュニティ放送に係る外資規制を現行水準よりも緩和したとしても特段の問題が生じるとは考えにくいこと等を考慮すれば、地上基幹放送全体の規制を一律のものとしなくとも許容されると考えられる。</p> <p><b>【規制緩和を実施しない場合の予測(ベースライン)】</b>                  (ア)現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局に関しては、自国民優先利用の観点から規制を維持する理由は乏しくなっている。                  また、(イ)コミュニティ放送に関しては、現行の厳格な規制を維持した場合、電波の有限希少性及び社会的影響力の観点から合理化が可能な範囲についても、既存の免許人又は事業者等に対して外資規制の遵守に係る負担が継続することとなる。このような規制の緩和を実施しない場合の影響は、現在においても生じており、また、5～10年経過後も変わるものではないことから、現状をベースラインとする。</p> <p><b>【規制の内容】</b>                  現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局について、外資規制の適用対象外とする。                  また、放送法及び電波法に規定する放送事業者に係る欠格事由のうち、間接出資規制を、衛星基幹放送等と同様に、コミュニティ放送を行う者について適用対象外とする。</p>		
規制の費用			
(遵守費用)	外資規制に係る規定の全部又は一部について適用対象外とするものであるため、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局の免許人やコミュニティ放送を行う者に求められる電波法又は放送法上の遵守事項が削減され、これらの負担が軽減される。		
(行政費用)	今回の規制は、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局を開設する場合やコミュニティ放送を実施する場合に求められる規制を緩和するものであるため、当該緩和によって行政費用が新たに発生するものではない。また、今般の措置は、規制に係る許認可自体を撤廃するものではなく、当該許認可に係る審査は引き続き維持されることから、規制の緩和による影響については当該審査を通じてモニタリングすることが可能であり、新たなモニタリング費用が生じるものではない。 なお、本規制緩和を呼び水として新規参入が発生することにより申請が増加し、申請の審査に必要な行政費用の増加について推計すると、まず、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については④に記載のとおり、そもそも新たに開設される無線局の増加はごく僅かであると考えられることから、行政費用の増加もごく僅かであると考えられる。 また、コミュニティ放送に関して、新たにコミュニティ放送を行おうとする者が認定等を受けるために必要な申請等をした場合には、行政費用が発生することが想定される。		
規制の効果(便益)			
(直接的効果(便益))	-		
(副次的・波及的な影響)	今回の措置は、船舶等に開設する無線局の関係団体やコミュニティ放送の関係団体からの要望も踏まえた上で行うための制度見直し(規制緩和)であり、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局の免許人やコミュニティ放送を行う者に求められる電波法又は放送法上の外資規制の遵守事項が削減されるほか、認定又は免許を受けることのできる者の範囲が拡大する。しかし、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については、外資規制を廃止した場合でも新たに開設される無線局数の増加はごく僅かであると考えられるほか、多くの先進国で外資規制が設けられていないため、また、コミュニティ放送については、県域放送と比較して社会的影響力が相対的に低いと言えるため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はごく僅かであると考えられる。		

費用と効果(便益)の関係	-
その他関連事項	<b>【事前評価の活用状況】</b> 本規制緩和については、総務省において開催した「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」により議論が行われ、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」(令和4年1月21日)として改正の方向性が示されている。本規制緩和は、その方向性に沿ったものとなっている。
事後評価の実施時期等	<b>【事後評価の実施時期】</b> 施行後5年を目途に事後評価を実施する。  <b>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</b> 規制の妥当性を事後評価において検証するため、本規制緩和から事後評価までの間に行われた申請の件数や対象事業者等へのヒアリング等を通じて、新規参入に伴い発生した費用等を確認し、事後評価の指標とする。
備考	